

■「大阪21世紀の新環境総合計画」全てのいのちが共生する社会の構築に向けた工程表の進捗状況について

①取組区分	②取組項目	③工程表記載内容	④実績	⑤課題	⑥今後の取組方針	⑦根拠法令・計画等	整理番号
【取組区分1】 普及・啓発	地域のシンボリックな生物によるPR	シンボリックな種（イタセンバラ等）の保全・再生の情報発信、府民の取組の支援、ホームページでの情報発信	イタセンバラの観察会や出前講座における生物多様性の普及啓発、府民の取組の支援、ホームページでの情報発信の実施	・生物や自然に一定以上の関心を持つ層への普及啓発にとどまっておらず、幅広い層への情報発信が不足していると考えられる。	・生物や自然に一定以上の関心を持つ層への普及啓発を継続するとともに、関心の低い層への情報発信手法を検討し、シンボリックな種を通じた身近な自然の恵みに関する意識の向上を図る。	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	1
	地域でまもりたい生物・環境等の選定とPR	関西広域連合の取組との連携	関西広域連合の取組と連携し、「関西の活かしたい自然エリア」選定、公表（2016年度）	・関西広域連合と連携した生物多様性保全の取組が広く府民に知られていない。	・情報発信手法について検討の上、引き続き関西広域連合の取組と連携した府内の自然エリアの情報発信を行っていく。	生物多様性基本法	2
	生物と触れ合える場のPR	都市公園の情報発信	「生き物とふれあえる都市公園計画」（2000年度策定）の情報発信 「大阪府営公園マスタープラン」策定（2017年度）	・自然観察学習会などのイベントを通じての情報発信が多く占める為、イベントを実施するボランティア・NPO団体の継続性。	・自然観察会などの環境教育プログラムの実施について指定管理者HPやSNS等を通じた情報発信を行うと共に、ボランティア・NPO団体の充実を図る。	生き物とふれあえる都市公園計画 大阪府営公園マスタープラン	3
		府民の森、府立自然公園の情報発信	ホームページやリーフレットによる情報発信、各種体験プログラムにおける普及啓発の実施 【参考】イベント参加者数4,663人（2020年度）	・利用者のニーズに合った情報発信が出来ていない。	・SNS等を活用した情報発信を実施するとともに、府民の森を活かした自然に親しむ体験プログラムの提供を図る。	自然公園法 大阪府民の森条例 大阪府立自然公園条例	4
【取組区分2】 参加・行動	身近な生き物調査	タンポポ調査等・関西広域連合の実施する（仮称）「残したい関西の自然」	おおさか身近な生きもの調査「セミのぬげがら探し」実施（2011年度） 【参考】調査参加校区数：29校区、ぬげがら総数：17,013個	・スマートフォンのアプリケーションを活用した生き物調査が可能となるなどの昨今の状況の変化を踏まえた、府民の身近な生き物への興味・関心を促し、参加・行動を促進する施策を検討する必要がある。	・状況の変化を踏まえ、府民の身近な生き物への興味・関心を促し、参加・行動を促進する仕組みの検討を進める。	生物多様性基本法 大阪府自然環境保全条例	5
		共生の森づくりの推進	府民・NPO等との協働による植樹活動などの実施 【参考】活動参加人数：9,083人（2020年度までの累計）	・ボランティアの後継者不足により、将来的に活動の持続性が保てない懸念がある。	・活動の持続性が図られるよう、新規参加者や若年層の参加を促進し、引き続き活動を推進する。	生物多様性基本法 大阪府自然環境保全条例	6
		里山保全の推進	三草山ゼフィルスの森におけるボランティア等との保全活動などの実施	・ボランティアの後継者不足により、将来的に活動の持続性が保てない懸念がある。	・引き続きボランティアの窓口となる関係団体等と連携を図りつつ、保全活動等の推進を図る。	生物多様性基本法 大阪府自然環境保全条例	7
		泉佐野丘陵緑地整備の推進	企業・ボランティアと連携した泉佐野丘陵緑地の整備を推進し、開園（2014年度）	・公園づくりを担うボランティア団体の高齢化等による継続性。	・引き続き、企業・ボランティア団体などと連携した取り組みの充実を図る。	泉佐野丘陵部緑地基本計画	8
		企業やNPO、地域等と協力した参加型プログラムの充実	棚田ふるさとファンクラブの運営等による棚田保全活動の実施 【参考】ボランティア登録数：201名（2020年12月末時点）	・活動参加者の固定化・高齢化、若者の参加が少ない。 ・活動団体の高齢化等ともなう弱体化、モチベーションの低下、都市住民の受入れに対する接待疲れ。	・ホームページ等で活動報告するとともに、SNS等を活用して広く情報発信を行い、あらゆる年代の参加者の獲得を図る。 ・現状の支援内容に加え、活動を継続するための方策として、企業などの外部の力とのマッチングを図る。	—	9
		アドプトフォレストの推進	アドプトフォレスト制度による企業の森づくりの推進 【参考】参加数：40社・団体（2020年度末時点）	・新たな活動場所の不足	・情報収集等により活動場所の確保を図り、引き続き、森林所有者、市町村、森林ボランティア団体等と連携を図りつつ、活動の拡大を目指す。	—	10
		アドプトリバーの推進	アドプト・リバー・プログラムによる地域と協力した河川美化活動等の推進 【参考】参加団体数：201団体（2020年度末時点）	・既にアドプト・リバー活動を行う団体だけでなく、新たにアドプトリバー制度に賛同いただける府民の方を増やす必要がある。	・引き続き、河川愛護功績者の表彰を行うとともに、各河川での地域参加型清掃活動を盛り上げることで、府民のアドプトリバー制度への積極的な参加を促す。	—	11

## ■「大阪21世紀の新環境総合計画」全てのいのちが共生する社会の構築に向けた工程表の進捗状況について

①取組区分	②取組項目	③工程表記載内容	④実績	⑤課題	⑥今後の取組方針	⑦根拠法令・計画等	整理番号
		オアシス構想の推進	ホームページ等による情報発信	・府民認知度の充実	・引き続き情報発信を行っていく。	—	12
	環境教育の推進	出前授業、学校ビオトープ等の設置推進	生物多様性研修プログラム（2014年度）を活用した、小中学校の教員や大学生などへの研修を実施 【参考】研修実施人数：延べ794名	・生物多様性を取り巻く世界・国の動きや、教員・企業CSR担当者などの研修受講者の意見等を踏まえ、研修プログラム冊子の改訂が必要である。 ・教育現場等における更なる研修プログラムの普及が必要である。	・生物多様性を取り巻く世界・国の動きや研修受講者の意見等を踏まえた生物多様性研修プログラム冊子の改訂に加え、研修プログラム普及の進め方についても検討を行い、教育現場等における環境教育を推進する。	生物多様性基本法 大阪府自然環境保全条例	13
	府民理解の促進	大学コンソーシアムや生物多様性関連施設と連携した人材の育成	「おおさか生物多様性保全ネットワーク」設立（2011年度） 「おおさか生物多様性施設連絡会」設置（2016年度）	・生物多様性関連施設等との連携体制を構築したが、人材育成の体制づくりには至っていない。	・生物多様性に係る府民理解を促進するため、ネットワーク等と連携し、人材育成を図るための体制について検討を行う。	生物多様性基本法 大阪府自然環境保全条例	14
【取組区分3】 現況の把握	レッドデータブックの改訂・活用	レッドデータブック（目録レッドリストの改訂、ホットスポットの明示） レッドリスト2014を活用した普及啓発、現況把握等 外来種リストの検討	「大阪府レッドリスト2014」を作成し（2013年度）、レッドリストを活用した普及啓発を実施 外来生物啓発リーフレットを作成し、リーフレットを活用した普及啓発を実施（2018年度）	・「大阪府レッドリスト2014」作成から7年が経過していることから、改訂の検討が必要である。	・レッドリストの改訂に向けた検討を行う。	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 生物多様性基本法 大阪府自然環境保全条例	15
	情報の共有化	既存施設、活動団体等と生息情報等を共有化	「おおさか生物多様性保全ネットワーク」設立（2011年度） 「おおさか生物多様性施設連絡会」設置（2016年度）	・既存施設及び活動団体等との連携体制を構築したが、野生動植物種の生息情報などの共有化による継続的なモニタリング体制の構築には至っていない。	・野生動植物種の生息情報などの共有化による継続的なモニタリング体制の構築について検討を行う。	生物多様性基本法 大阪府自然環境保全条例	16
【取組区分4】 生育環境の 保全・再生の仕組み	生物多様性配慮の手引策定	生物多様性研修プログラムの開発・活用	生物多様性研修プログラム冊子の発行（2014年度）、改訂（2018年度）	・生物多様性を取り巻く世界・国の動きや、教員・企業CSR担当者などの研修受講者の意見等を踏まえ、研修プログラム冊子の改訂が必要である。 ・教育現場等における更なる研修プログラムの普及が必要である。	・今後、生物多様性を取り巻く世界・国の動きや研修受講者の意見等を踏まえ、改訂を検討する。 ・研修プログラム普及の進め方について検討を行う。	生物多様性基本法 大阪府自然環境保全条例	17
	市町村や企業等の生物多様性配慮活動の促進	おおさか生物多様性パートナー協定制度の創設 生物多様性保全活動の促進 企業の担当者向けの研修用プログラムの作成・活用	おおさか生物多様性パートナー協定制度の創設（2013年度） 【参考】協定企業数：5社（2020年度末時点） 生物多様性研修プログラム冊子（2014年度発行）の市町村職員への紹介及び企業CSR担当者への研修実施による生物多様性保全活動の促進の実施	・おおさか生物多様性パートナー協定制度を創設し、企業の生物多様性保全活動への支援を行ってきたが、締結企業の生物多様性保全に係るニーズを十分にくみ取るまでには至っていない。	・おおさか生物多様性パートナー協定締結企業の生物多様性保全に係るニーズの十分な把握に努め、それらを考慮した支援を行うことにより、企業の継続的な保全活動を推進する。	生物多様性基本法 大阪府自然環境保全条例	18
	生物多様性推進拠点の整備 生物多様性の保全に資する地域指定の拡大	府営公園、府民の森、府立自然公園、淀川のフンド、自然海浜保全地域などを先行指定 保安林・鳥獣保護区の拡大 府立自然公園区域の指定	生物多様性の保全に資する地域指定（※）を2,155ha拡大（目標：2,000ha拡大、2020年度末時点地域指定延べ面積：84,125ha） ※保安林、鳥獣保護区、国定公園、府立自然公園、近郊緑地保全区域、自然環境保全地域、緑地環境保全地域、特別緑地保全地区、自然海浜保全地区、国・府指定天然記念物	・陸域の地域指定実面積は24.6%となり、愛知目標の17%を上回ったが、海域の地域指定実面積は22haに留まっている。	・世界・国の動きを踏まえつつ、生物多様性保全に貢献している保護地域外の地域における保全手段について検討を進める。	生物多様性基本法	19
	天然記念物の追加指定の検討	追加指定に向けた、調査研究	天然記念物の指定 【参考】2016年度：3件、2017年度：1件	・さらに調査研究を進め、天然記念物の保護を推進する必要がある。 ・地域の生業や風土により形成された文化的景観の保護を推進することで、生物多様性の保全に繋げる必要がある。	・天然記念物の指定に向けた調査研究を継続して実施する。 ・文化的景観の保護の推進を図る。	文化財保護法 大阪府文化財保存活用大綱	20

## ■「大阪21世紀の新環境総合計画」全てのいのちが共生する社会の構築に向けた工程表の進捗状況について

①取組区分	②取組項目	③工程表記載内容	④実績	⑤課題	⑥今後の取組方針	⑦根拠法令・計画等	整理番号
	法、条例による緑地や自然環境の保全	自然公園法、森林法、大阪府自然環境保全条例、大阪府自然海浜保全地区条例による地域の保全	自然公園法、森林法、大阪府自然環境保全条例、大阪府自然海浜保全地区条例による地域の保全を実施	・世界・国の動きを踏まえ、民間等の取組により保全が図られている地域等とのネットワーク化による保全を検討していく必要がある。	・各根拠法令等に基づき、引き続き適切な保全の推進を図るとともに、生物多様性保全に貢献している保護地域外の地域における保全手段について検討を進める。	自然公園法 森林法 大阪府自然環境保全条例 大阪府自然海浜保全地区条例	2 1
	藻場・自然海浜の再生	藻場・干潟の造成による環境改善、及び活動を通じて府民の親水性向上を促進 藻場・干潟の達成、攪拌ブロック礁の造成等の手法による豊かな漁場づくりの推進	藻場の造成等のため、増殖場を設置 貧酸素水塊の解消や生物の生息空間創出等を目的とした攪拌ブロック礁を設置（計200基）	・施設の機能の維持 ・藻場の減少	・2021年度に攪拌ブロック礁の効果調査を実施予定 ・2021年度に藻場ビジョンを策定し、2022年度以降、藻場着底基質を順次設置予定		2 2
	海底の砂地を再生	マールビーチ沖等での覆砂、地域共同による調査・保全 藻場・干潟の達成、攪拌ブロック礁の造成等の手法による豊かな漁場づくりの推進	漁場の底質の改善を目的とした海底耕耘の実施 貧酸素水塊の解消や生物の生息空間創出等を目的とした攪拌ブロック礁を設置（計200基）	・施設の機能の維持 ・藻場の減少	・海底耕耘は引き続き実施予定 ・2021年度に攪拌ブロック礁の効果調査を実施予定 ・2021年度に藻場ビジョンを策定し、2022年度以降、藻場着底基質を順次設置予定	新・大阪府豊かな海づくりプラン 大阪府海域藻場ビジョン（2021年度策定予定）	2 3
	大阪湾窪地の解消	埋め戻しのモニタリング 窪地の埋め戻し 順次実施	海底窪地の埋戻しの実施（阪南2区沖窪地の埋戻し進捗率（2020年度末時点）：85%）	・早期の窪地修復	・2021年度からは阪南4区沖の窪地の埋戻しにも着手する予定 ・引き続き、国と窪地修復に向けて立ち上げた協議会も活用し、窪地の埋戻しを推進する。	—	2 4
	水産資源の保護管理	遺伝子の多様性に配慮した栽培漁業 資源回復計画による水産資源の保護管理 魚礁の設置	遺伝子の多様性に配慮した栽培漁業を推進、資源管理指針等による水産資源の保護管理 貧酸素水塊の解消や生物の生息空間創出等を目的とした攪拌ブロック礁を設置（計200基）	・資源管理における漁業種類間での合意形成 ・施設の機能の維持 ・藻場の減少	・2021年度に第8次大阪府栽培漁業基本計画を策定予定 ・2021年度に攪拌ブロックの効果調査等を実施予定 ・2021年度に藻場ビジョンを策定し、2022年度以降、藻場着底基質を順次設置予定	新・大阪府豊かな海づくりプラン 大阪府栽培漁業基本計画 大阪府海域藻場ビジョン（2021年度策定予定） 大阪府資源管理方針（大阪府資源管理指針） 漁業法	2 5
	多自然川づくり	特徴に応じた多自然川づくりを推進	・多自然川づくりを取り入れた河川工事の実施 【参考】魚道設置（芥川）、維持工事でのみお筋復元（東除川）など ・かわまちづくりを活用した親水空間の整備等の実施 【参考】芥川（2019）、櫻井川（整備中）	・市街地から山地まで様々な河川の特徴があり、現場での多自然川づくりの定着が課題	・河川の特徴に応じた多自然川づくりを推進する。	河川法 河川整備計画	2 6
	生物多様性に配慮した農空間の保全と活用	農地・農業用施設の保全と活用を通じた生物多様性の保全	地域協議会が行う農地維持活動等への支援の実施 【参考】取組地区数：46地区、面積1,678ha（2020年度末時点）	・活動団体の高齢化	・多面的機能支払事業を推進し、農地・農業用施設の保全と活用を通じた生息環境の保全を図る。	大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例	2 7
	大規模緑地等を拠点としたエコジカルネットワークの構築	生物多様性、みどりのネットワーク化に配慮した公園計画及び緑化の推進	生物多様性、みどりのネットワーク化に配慮した大阪府営公園の環境整備の実施	・ボランティア、NPO団体との連携に頼るところが大きいため、連携先団体の継続性	・大阪府営公園マスタープランに基づき、多様な自然とふれあい、都市の環境を保全する公園づくりを推進する。	大阪府営公園マスタープラン	2 8
【取組区分5】 生息環境の 保全・再生・創造	森林整備の推進	人工林の適正な間伐・針広混交林化の推進	人工林の適正な間伐の実施 「大阪府森林整備指針」の策定（2019年度） 【参考】間伐実施面積307ha（2020年度）	・針広混交林化や広葉樹林化については先行事例やノウハウが少ないため、森林の多面的機能を損ねないようモニタリング調査等を実施しながら進める必要がある。	・引き続き、森林整備における助成事業を計画的に行う ・針広混交林化や広葉樹林化のマニュアルを作成し取組を進める。	大阪地域森林計画 大阪府森林整備指針	2 9

## ■「大阪21世紀の新環境総合計画」全てのいのちが共生する社会の構築に向けた工程表の進捗状況について

①取組区分	②取組項目	③工程表記載内容	④実績	⑤課題	⑥今後の取組方針	⑦根拠法令・計画等	整理番号
	里山の保全管理の推進	新たな森づくり制度の創設	林地残材（未利用材）を継続的・安定的に抛出する仕組みを構築（2019年度）	・木質バイオマス利用事業者の専用車両で引き取りに来てもらうには、一定規模の集積地の確保が必要となる。	・引き続き、里山保全活動団体等を対象に林地残材搬出用機械を貸与するとともに、活動について必要な調整、アドバイスを行う。	—	30
	臨海部の生息環境の創造	共生の森づくりの推進	府民・NPO等との協働による植樹活動などの実施 【参考】活動参加人数：9,083人（2020年度までの累計）	・ボランティアの後継者不足により、将来的に活動の持続性が保てない懸念がある。	・活動の持続性が図られるよう、新規参加者や若年層の参加を促進し、引き続き活動を推進する。	—	31
	野生生物の適正な保護管理	シカ、イノシシの管理計画の推進	大阪府シカ第二種特定鳥獣管理計画、大阪府イノシシ第二種特定鳥獣管理計画に基づく保護管理の実施 【参考】捕獲頭数 シカ：2011年 901頭 2020年 1,611頭 イノシシ：2011年 2,853頭 2020年 3,683頭	・農業被害金額は2011年度比で減少しているが、近年は一定又はやや増加傾向にあり、依然として農業被害強度の高い地域がある。 ・シカが従来生息していなかった中南部地域において、近年、目撃等の報告が相次いでおり、他県から移動してきたと思われる個体の府域への定着が懸念される。	・引き続き、捕獲強化による個体数管理や防護柵の整備等の被害防除対策、耕作放棄地等の適切な管理を推進し、農業被害強度を低下させる。 ・中南部地域においては、積極的な捕獲により、シカの地域への定着を防止する。	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 大阪府シカ第二種特定鳥獣管理計画 大阪府イノシシ第二種特定鳥獣管理計画	32
	アライグマ・ブラックバス等の外来生物対策	アライグマ防除実施計画の推進	大阪府アライグマ防除実施計画に基づく防除推進 【参考】捕獲頭数 アライグマ：2011年 769頭 2020年 2,754頭	・分布域が拡大しており、生息分布の新規拡大地域では、必要な侵入防止対策が行われていない ・農業被害の防止においては、被害をうけた農家を中心となって捕獲等の対策を行っているが、被害発生後の捕獲となりがちなことから通年での捕獲圧が維持できず、被害の低減に至っていない	・モニタリング調査により被害状況等を的確に把握し、適切な防護対策を講じるとともに必要十分な捕獲圧を加えることにより、農業被害の低減並びに生息数の増加及び生息分布域の拡大の抑制を図る。	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 大阪府アライグマ防除実施計画	33
		ブラックバス、ブルーギル、外来水生植物の駆除等	淀川の城北ワンドにおけるブラックバス、ブルーギル、ナガエツルノゲイトウなどの駆除の実施 外来生物に係る普及啓発、特定外来生物の防除推進	・府内では2015年に初めて確認された特定外来生物のクビアカツヤカミキリについては、防除を推進してきたものの、繁殖力が強く、また、科学的な知見に基づく防除技術が十分確立されていないことから、根絶に至らず、被害発生市町村が増加傾向にある。	・環境省や市町村等とも連携しながら、大阪府特定外来生物連絡協議会や大阪府特定外来生物庁内連絡会を通じ、ヒアリやクビアカツヤカミキリ等の特定外来生物の情報共有を図ると共に、その他の外来生物も含めた府民への普及啓発を実施し、防除を推進する。	特定外来生物による生態系等にかかる被害の防止に関する法律 大阪府クビアカツヤカミキリ防除推進計画	34
	調査研究の推進	生態系の保全や生物多様性の増大に関する調査・試験研究等	大阪府立環境農林水産総合研究所と連携した調査・試験研究等の実施（生物多様性研修プログラム・特定外来生物の防除方法等）	・府内の自然環境情報のデータベース化を図り、蓄積していく必要がある。 ・特定外来生物であるクビアカツヤカミキリについて、科学的な知見に基づく防除技術の十分な確立には至っていない。	・引き続き大阪府立環境農林水産総合研究所と連携し、府内の自然環境情報のデータベース化についても検討の上、調査研究を推進する。	生物多様性基本法 特定外来生物による生態系等にかかる被害の防止に関する法律	35